＜企業総合保険＞
台帳型　申込み手続きマニュアル

2018年4月版

目次

保険申込み手順について

1. 保険申込みに際して
（1）企業総合保険手続き全体の流れ
（2）エビデンス必要案件・エビデンス不要案件について
（3）保険契約の申込み・変更等手続フロー
（4）手続きの種類と期限について

2. 申込み方法・申請手順について
（1）web個別入力とExcelアップロードの違い
（2）web個別入力申請手順
（3）Excelアップロード手順
（4）申請済データリストの作成
（5）入力項目説明

3. 保険契約内容の確認方法
（1）モニタリストによる申請内容のエラーチェック
（2）照合台帳の見方
（3）主なエラーメッセージと対処法

4. 内容変更通知の手順
（1）必ず通知が必要な輸出契約の内容変更
（2）内容変更についての注意点
（3）変更事由の選択方法について

5. よくある質問
（1）新規申込みの期限
（2）本邦貨物と仲介貨物が混在する輸出契約等
（3）変更・修正・訂正内変・取消の違い
（4）変更手続きの期限
（5）輸出金額増額の変更手続
（6）L／C決済で保険申込時にL／C発行銀行が不明の場合
（7）内容変更後の保険料返還
（8）減額変更後の裾切金額未満の扱い
（9）企業総合保険特約書対象外の保険申込み
（10）技術の提供又は役務の提供

6. 用語解説

1. 保険申込みに際して

(1)企業総合保険の手続き全体の流れ

企業総合保険は、企業ごとに包括保険特約書を締結し、特約書で定めた取引全てについてお申込頂く保険です。
特約の締結から保険のお申込までの手続きの流れは以下の図のとおりであり、
本マニュアルは赤枠内の手続きを対象としています。

特約締結から保険申込みまでの手続き

事前手続き

バイヤー登録	webより手続きをお願いします。 登録済の場合は手続き不要です。
特約申込書提出	更新時は手続き不要です。
支払限度額設定	バイヤーごとに保険金支払限度額を設定します。 新規締結時のみ書面、その他はwebで手続き可能です。
特約書の締結・更新	月の1日付けで締結します。(以後1年ごとに更新)

保険契約申込み手続き

	輸出契約等締結
保険のお申込み	輸出契約等の締結月の翌月末月までにお申込下さい。
契約内容の確認	毎週発送の照合台帳、月末発送の確定台帳にて 申込み内容をご確認ください。
保険料支払い	月末に前月お申込分の確定台帳と請求書をお送りします。 請求書発行日から40日以内にお振り込み下さい。

(2)エビデンス必要案件、エビデンス不要案件について

企業総合保険では、お客様の事務負担を軽減するため、原則、申込時に輸出契約等を証する書類の写し(エビデンス)の提出を省略しております。
ただし、以下の輸出契約等については契約の性質上エビデンスの添付が必要となりますのでご注意下さい。
本マニュアルは、**エビデンス不要案件**のお申込を対象としています。

<エビデンスの提出が必要な案件>

1 日本貿易保険が保険契約締結を内諾した対象契約
2 フルターンキー特約を付して保険契約を締結する対象契約
3 共同保険に係る保険契約を締結する対象契約
4 フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結する対象契約(完成納期案件)
5 エスカレーションクローズ付の対象契約
6 契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上の対象契約
7 表示通貨と異なる通貨による決済条件付対象契約
8 代金等の決済が各船積時から2年以上となるものを含む対象契約
9 起算点から最終の決済等の期限までの期間が1年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われる対象契約
10 前各号に該当しない対象契約であって、船積実行日を起算としない決済(リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。)を含むもの。
11 日本貿易保険が内容変更等を承認した対象契約
12 日本貿易保険が必要と認める対象契約

（3）保険契約の申込み・変更等手続フロー

エビデンス不要案件の申込み手続きフローは上記のとおりです。以下詳細について補足します。

（1）保険申込み：輸出契約等締結日の属する月の翌月末までに申込み手続きをお願い致します。
保険申込みは**輸出契約書単位**となっておりますのでご注意下さい。

（2）照合台帳確認：保険申込み手続き後、翌水曜日に黄色の照合用台帳を発送致します。
照合台帳には「基準内」と「基準内以外」がございますので必ず内容をご確認頂き修正が必要な場合にはwebよりお手続きをお願い致します。照合台帳の見方については「3．保険契約内容の確認方法」をご参照ください。

（3）確定台帳・請求書：お申込頂きました月の翌月末にピンクの確定台帳と請求書が届きます。
請求書記載期限（発行から40日後）以内に保険料のお支払いをお願い致します。

輸出契約内容に変更があった場合や、照合台帳に誤りがあった場合には新規お申込と同様にwebよりお手続きをお願いします。

20XX年
4月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
	31	01 照合台帳①	02	03 輸出契約A締結	04	05
06 輸出契約A 保険申込	07	08 照合台帳② 輸出契約A 照合台帳	09	10 輸出契約A申込み内容修正	11	12
13	14	15 照合台帳③ 輸出契約A 修正版照合台帳	16	17	18	19
20	21	22 照合台帳④	23	24	25	26
27 確定台帳① 請求書 （3月申込分）	28	29 照合台帳⑤	30	01	02	03

20XX年
5月

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
	28	29	30	01 輸出契約A契約内容変更	02	03
04 輸出契約A 保険内容変更	05	06 照合台帳⑥ 輸出契約A 変更照合台帳	07	08	09	10
11	12	13 照合台帳⑦	14	15	16	17
18	19	20 照合台帳⑧	21	22	23	24
25 確定台帳② 請求書 （4月申込分） 輸出契約A 確定台帳	26	27 照合台帳⑨	28	29 4月締結輸出契約分 申込〆切日	30	31

（4）手続きの種類と期限について

手続きには5つの種類があります。各種別の内容と手続き可能期間については下記ご参照下さい。
新規以外の種別については個別入力でのお手続きを推奨しております。

種別	手続内容	手続可能期間
1：新規	新規のお申込の場合	輸出契約締結月翌月末迄 ※内容変更と同日申請不可
2：変更	輸出契約に変更があった場合	輸出契約変更日から1ヶ月以内かつ 内容変更通知期限迄 ※新規、訂正と同日申請不可
3：訂正内変	確定後に申込内容の誤りを 正す場合	確定台帳発行日～内容変更通知期限迄 ※内容変更と同日申請不可 確定台帳発行日の申請不可
4:修正	確定前に申込内容の誤りを 正す場合	新規申込～確定台帳発行日迄 ※確定台帳発行日の申請不可
5:取消	申込み内容を取り消す場合	新規申込～確定台帳発行日迄

各処理種別と手続き可能期間のイメージ

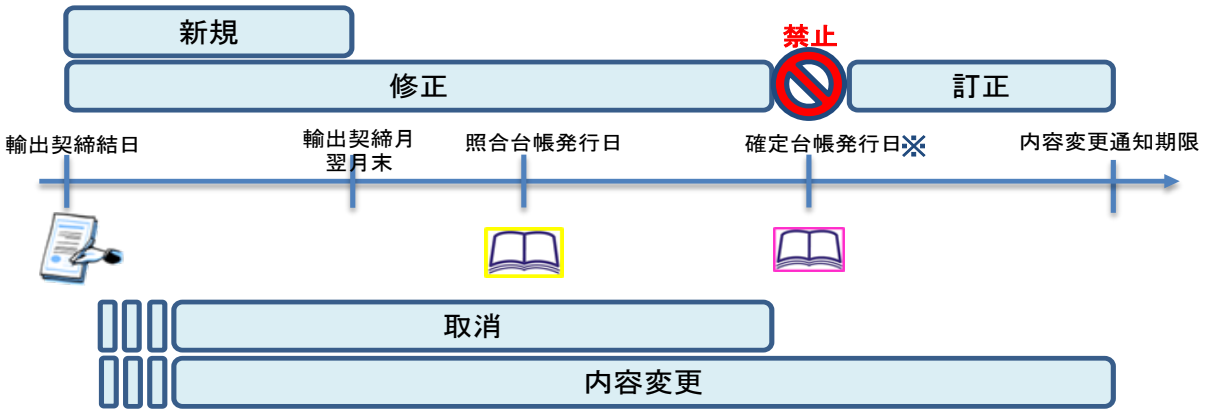

＜補足事項＞

※処理種別は番号順にシステムに情報を取り込みます。同一証券番号で取消と変更（訂正・修正）を行う場合は、先に取消手続きを済ませたうえで他の手続きをお願いします。

※確定台帳の発行日は原則として月末最終営業日の3～4営業日前の2日間ですが例外もあります。ご留意ください。

※「取消」は同一輸出契約について二重付保をしてしまった場合や枝番号を誤って内容変更を通知してしまった場合のお手続きです。輸出契約がキャンセルになった場合は内容変更でのお手続きとなります。詳細は事例集をご参照ください。

※新規・変更・訂正の期限以降のお申込みは遅滞理由書の提出が必要となります。

2. 申込み方法・申請手順について

（1）web個別入力とExcelアップロードの違い

申請方法には、申請画面に直接入力して頂く個別入力と、Excelフォーマットに入力したものをデータ変換し、アップロードする2つの方法があります。各方法のメリット・デメリットは以下の図のとおりです。件数や用途に合わせて申請方法をお選び下さい。
修正・内容変更・訂正・取消の場合は個別入力でのお手続きを推奨しております。

申請方法	メリットとデメリット	利用ターゲット
個別入力	➢雛形機能が利用でき、最小限の修正で申請が可能 ➢入力補助機能が多く、入力漏れを防ぎやすい ➢入力者と申請者が別の場合に適している ➢一度に多くの件数を申請するには不向き	➢申請者と入力者が別担当者である場合。 ➢個々の営業部門が 申請及び管理を行い、管理部門が存在しない場合。
Excel＋ アップロード	➢過去のデータを利用して申請が可能 ➢一度に多くの件数を申請するのに向いている ➢個別入力よりは入力漏れの可能性が高い	➢定期的にまとめて申請を行う場合。 ➢社内で取りまとめた 申請を代表者が一括 申請する場合。

（2）web個別入力申請手順

①ユーザーページログイン

②保険の申込み・変更のお手続き＞企業総合保険＞個別入力を選択

③申込み内容入力⇒保存

申込み情報を入力します。入力項目に不明な点がある場合は、ヘルプ画面をご参照下さい。
入力が完了したら保存ボタンを押下します。
※一括申請すると入力データ画面を見ることができませんので、データ画面にて申請内容を確認したい場合には雛形保存または画面の印刷をお願い致します。

④申請
保存ボタンを押下すると、申請待ち一覧画面に移ります。一括申請ボタンを押下すると、申請待ちリストにある案件を一括でお申込頂けます。
申請権限を有する方は、一括申請ボタンを押下するとファイル名を入力するダイアログボックスが表示されます。
適当なファイル名を記入し、ファイルを保存して下さい。なお、ファイルには申請した案件の情報が記録され、後にダウンロードし閲覧できるようになります。

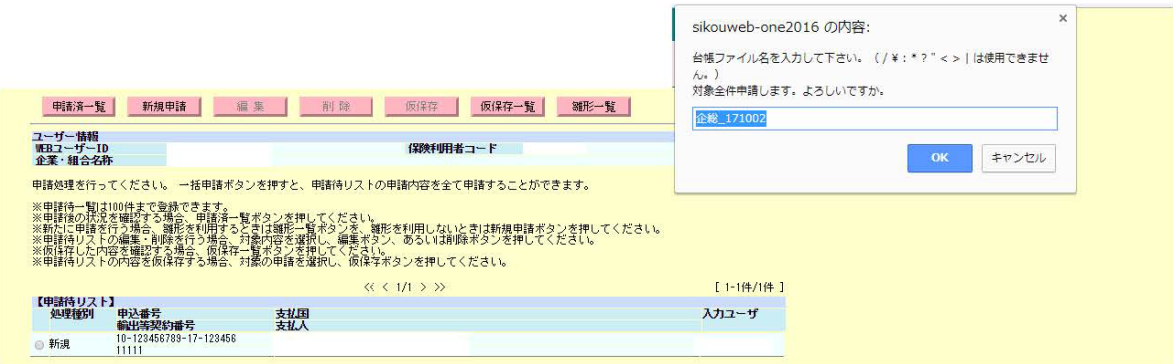

⑤申込み完了
ファイル名を入力し終えると、申込みが完了します。
※17:30以降の申込みは翌営業日受理となります。

その他機能について

○雛形保存
最大100件まで雛形を登録することができます。決まったバイヤーと定期的に取引がある場合などは、予めバイヤーコードなどを入力した雛形を登録しておくことで、入力を短縮することができます。登録した雛形を呼び出す時は、雛形一覧をご覧下さい。
○仮保存
入力途中に離席をする場合など、一旦入力した状態を最大50件まで仮保存することができます。仮保存一覧からデータを呼び出すことで保存した続きから入力を再開することができます。

【Webサービス利用可能日・時間帯】
平日8:00～17:30 申込み可能です。
平日17:30～20:00 申込み可能ですが、受付は翌営業日となりますのでご注意ください。

（3）Excelアップロード手順

①データ作成

弊社ホームページ掲載のExcelに申込み内容を入力のうえ、textファイルを作成して下さい。

※行・列の挿入・削除、シートの削除はしないでください。

②ユーザーページログイン

③保険の申込み・変更のお手続き＞企業総合保険＞台帳（ファイル）アップロード

④textファイルのアップロード
ファイルを選択＞textファイルを選択＞レコード件数の入力＞申請

⑤申込み完了
申請ボタンを押下すると自動で画面が切り替わり、申込みが完了します。
※17:30以降の申込みは翌営業日受理となります。

【Webサービス利用可能日・時間帯】
平日8:00～17:30 申込み可能です。
平日17:30～20:00 申込み可能ですが、受付は翌営業日となりますのでご注意ください。

(4)申請済データリストの作成

申請済一覧画面では、申込済み案件のデータを作成する事が出来ます。データには、お客様が実際にWEBから申込んだ案件の情報がCSV形式で記録されています。

①申込み・変更のお手続き＞申請済一覧（台帳申請）又は申請済一覧（個別入力）

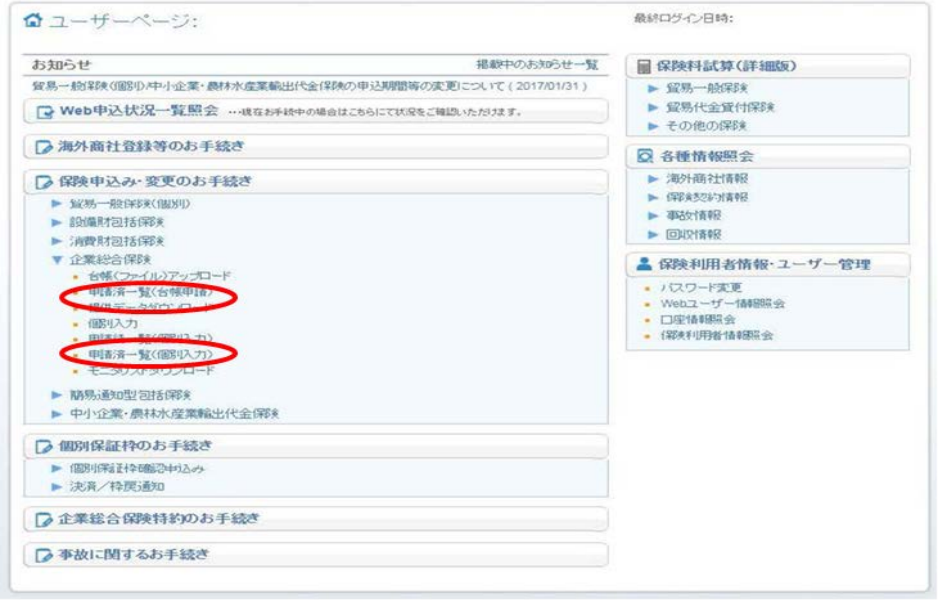

②データ作成指示、ダウンロード

データ作成希望の番号横にチェックを入れ、「データ作成」押下。
【作成済台帳ファイルリスト】にデータが上がったらチェックを入れ「ダウンロード」押下。

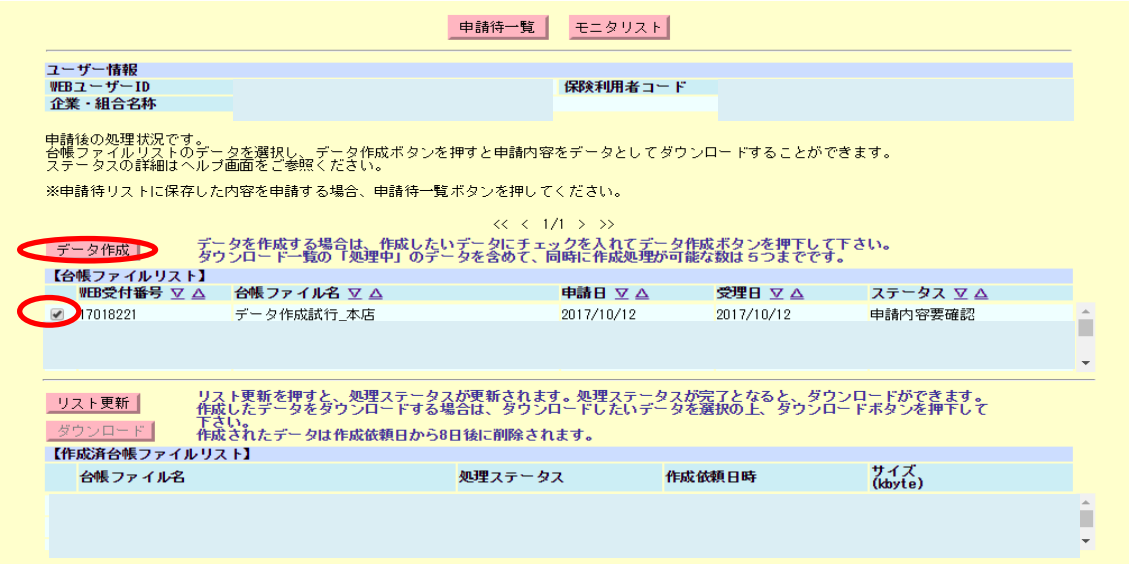

（5）入力項目説明

項目	説明
基本事項	
処理種別	1:新規　輸出契約等締結後、新たに保険を申し込む場合 2:変更　輸出契約に変更があった場合 3:訂正内変　確定台帳発行後に誤入力を修正する場合 4:修正　確定台帳発行前に誤入力を修正する場合 5:取消　二重に申込みをしてしまった場合や、枝番号を誤って内容変更を通知してしまい取消をする場合
証券番号	本支店コード（2桁）－特約コード（9桁）－年度（2桁）－－連番号（6桁）
枝番	複数枝を設定する必要がある場合のみ、入力してください。枝番の入力が必要になる場合は、1つの輸出契約等において、①仕向国や支払人が複数ある　②決済通貨が複数ある場合、等です。この場合は、1つの輸出契約で複数枝となります。 **※枝番は00からはじまります。** ＜個別入力＞ 新規の場合は入力不要です。複数枝の際は追加を押してください。 ※新規以外は、枝番の入力は必須。 ＜エクセル入力＞ 新規の枝番号は「00」から入力してください。
履歴番号	未確定案件の変更があった場合で、最新履歴以外の修正または取消を行う場合にご記入下さい（証券の履歴番号をご確認の上、修正、取消を行う履歴の番号をご記入ください）。
保険契約者情報	
保険申込者	申込者の保険利用者コード（シッパーコード）を入力してください。特約コードではないので、お間違えのないようご注意ください。
被保険者	被保険者の保険利用者コード（シッパーコード）を入力してください。 ※保険申込者と同一である場合入力不要です
保険金受取人	被保険者の保険利用者コード（シッパーコード）を入力してください。 ※保険申込者と同一である場合入力不要です
被保険者部門	被保険者の部門別に契約管理を希望される場合、任意のコード、番号を入力してください。
船積後非常付保率	97.5%と100%のどちらかを選ぶことができます。
貿易情報	
契約形態	該当する取引の契約形態を選択して下さい。本邦貨物と仲介貨物が混在する場合は、金額の多い契約形態となります。
輸出契約等締結日	輸出契約等を締結した日付を入力して下さい。
輸出契約等変更日	保険契約締結後、輸出契約等に変更があった場合、変更日を入力して下さい。
輸出契約等番号	輸出契約書等に記載されている契約番号を入力して下さい（英数字及びハイフンに限ります）。枝番号・履歴番号ごとに異なる契約番号を入力することはできません。
リファレンス番号	保険証券を識別するために付している参照番号があれば入力して下さい（英数字及びハイフンに限ります）。
元枝番	内容変更の申請において、新しく枝立てしなくてはならない場合に変更対象となる枝番号を入力して下さい。例えば、枝番″00″の仕向国が変更になって新たに″01″の枝を立てる場合は、変更の元となる枝番″00″を入力して下さい。
他の保険契約	当該輸出契約等に関し、NEXIが取り扱っている他の保険種や民間企業の取引信用保険、海外ECAが取り扱っている貿易保険の付保（予定含む）がある場合には「あり」を選択して下さい。海上保険やPL保険等、貿易保険と異なる種類の保険については入力不要です。
外貨建特約の有無	外貨建対応方式にて付保申請する場合は「あり」を選択して下さい。
通貨	該当する決済通貨を選択して下さい。通貨が2種類以上ある場合には、金額の多い通貨順に枝立てを行う事が必要になります。
為替換算率	三菱東京UFJ銀行以外の銀行の為替レートを使用する場合は、輸出契約等締結日において銀行が提示する対顧客直物電信買相場（TTB）の始値を入力して下さい。
輸出契約等元本	輸出契約等の元本（決済元本の合計額。決済金利を除く）を建値で入力して下さい。
貨物	輸出契約等の主たる貨物コード（HSコード）の上6桁を入力して下さい。
発効条件の有無	輸出契約等に契約発効条件がある場合は「あり」を選択して下さい。
輸出契約等発効日	発効条件の有無に「あり」を選択した場合は輸出契約等の発効日を入力して下さい。

仕向国	輸出契約に基づく輸出貨物の最終仕向国の国コードを入力して下さい。
支払国	支払人が「海外商社名簿」において登録されている国の国コードを入力して下さい。
支払人	企業総合保険バイヤーとして「海外商社名簿」に登録されているコード（バイヤーコード）を入力して下さい。
船積国	契約形態で「15：仲介貿易契約」の場合のみ、仲介貨物の船積国の国コードを入力して下さい。複数国ある場合は、輸出額の多い国コードを入力して下さい。
保証国	ILCの発行または確認がある場合、次の通り入力して下さい。 ①ILCの発行のみで確認がない場合、ILC発行銀行の所在地の国コード。 ②ILCの発行に関して第三国等の銀行が確認している場合、ILC確認銀行の所在地の国コード。
保証人	ILCの発行または確認がある場合、次の通り入力して下さい。 ①ILCの発行のみで確認がない場合「海外商社名簿」に登録されているILC発行銀行のコード。 ②ILCの発行に関して第三国等の銀行が確認している場合「海外商社名簿に登録」されているILC確認銀行コード。
買契約相手国	契約形態で「15：仲介貿易契約」の場合のみ、仲介貿易契約の買契約相手国の国コードを入力して下さい。
売契約相手国	輸出契約等の相手方の所在する国コードを入力して下さい。支払国と同一の場合は入力不要です。
売契約相手方	企業総合保険バイヤーとして「海外商社名簿」に登録されているコード（バイヤーコード）を入力して下さい。支払人と同一の場合は入力不要です。
決済情報	
船積No.	船積が複数回ある場合は、船積の追加ボタンを押下して下さい。 処理種別が「2:変更」「3:訂正内変」「4:修正」の場合、変更対象の船積Noを入力して下さい。 **※船積No.は01からはじまります。**
船積削除 チェックボックス	処理種別が「4:修正」において、船積情報を削除するときには、削除する船積No.を入力した上で、船積削除チェックボックスにチェックして下さい。
F/S予定日	F/S = First Shipment：初回船積日（初回対価確認日）を入力して下さい。
L/S予定日	L/S = Last Shipment ：最終船積日（最終対価確認日）を入力して下さい。 ※船積前の輸出不能事故は輸出契約で定めた最終船積期限が事故発生日となるので船積見込み日ではなく輸出契約書上の最終期限を入力して下さい。
船積前保険対象額	輸出契約等のFOB価額を建値で入力して下さい。
船積後保険対象額	輸出契約等の代金（決済元本の合計額。決済金利を除く。）を建値で入力して下さい。前受金がある場合は、前受金を除いた船積後に決済される額のみを入力します。
決済削除 チェックボックス	処理種別が「2:変更」「3:訂正内変」「4:修正」において、決済情報を削除するときには、削除する決済番号の決済削除チェックボックスにチェックして下さい。
決済方法	該当する決済方法を選択して下さい。
決済予定日	決済予定日を入力して下さい
決済支払保証	該当する決済支払保証を選択して下さい。
ユーザンス月日	ユーザンスを月指定（〇ヶ月など）、または日指定（〇〇日など）のどちらにするか選択して下さい。
ユーザンス期間	ユーザンス月日で選択した項目に従い、ユーザンス期間を入力して下さい。
決済元本	該当する決済金額を建値で入力して下さい。
決済金利	決済金額に金利が含まれている場合、金利相当分を建値で入力して下さい。

各処理種別ごとに入力必須項目が異なります。詳細は事例集をご参照ください。

3. 保険契約内容の確認方法

お申込頂きました内容に不備がないか確認する方法として（1）モニタリスト（2）照合台帳の2つがあります。各方法の詳細については下記ご参照ください。

（1）モニタリストによる申請内容のエラーチェック

モニタリストとは、実際にお客様が申込みをした案件のエラー有無を表示する帳票です。
お申込みの数分後にはモニタリスト（PDF形式）のダウンロードが可能です。
※17:30以降にお申込された場合は、翌営業日の8時以降にモニタリストが作成されます。

<u>モニタリスト出力方法</u>

①保険の申込み・変更のお手続き＞企業総合保険＞モニタリストダウンロードを選択

②検索条件の入力→検索

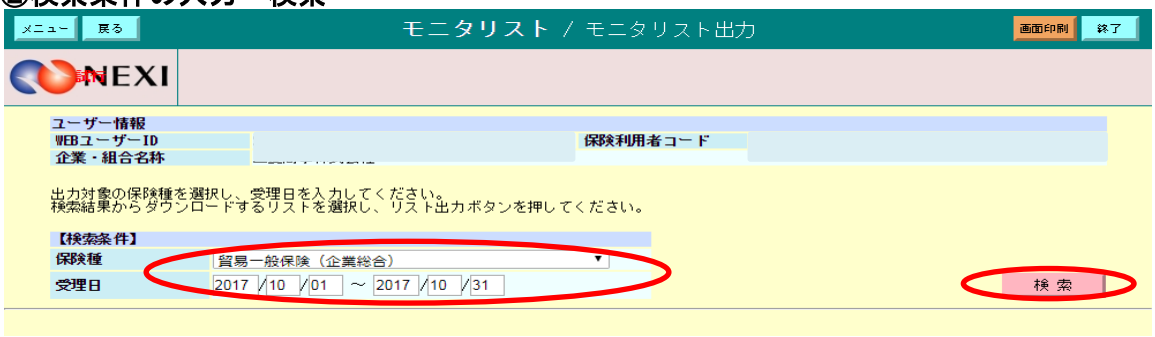

③データの選択→リスト出力

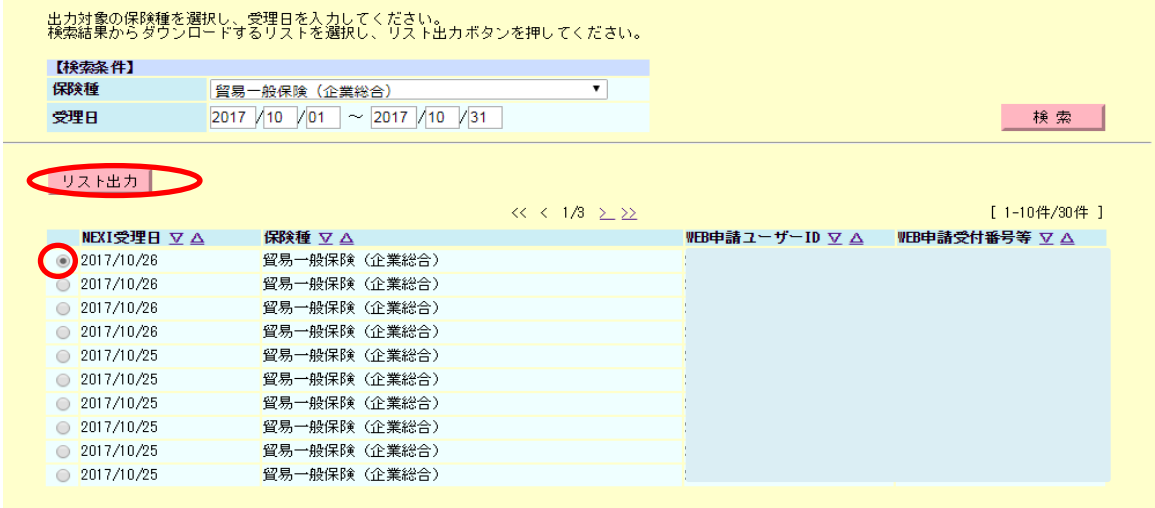

モニタリストの見方

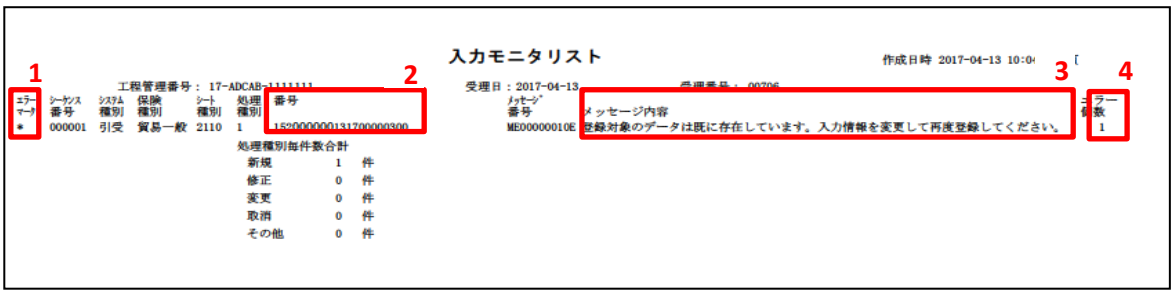

確認頂きたい項目

1. エラーマーク	申込み内容にエラーがある場合には以下の記号が表示されます。 ＊：申込みデータが受理できておりません。再度申請下さい。 ＃：申込データに誤りがあります。照合台帳をご確認のうえ修正下さい。
2. 証券番号	証券番号をご確認下さい。
3. メッセージ内容	エラーとなった理由がメッセージとして表示されます。 主なメッセージは以下のとおりです。
4. エラー個数	申込み内容に誤りがある場合、エラー個数が表示されます。

主なエラーメッセージ

マーク	メッセージ	対処方法
＊	登録対象のデータは既に存在しています。入力情報を変更して再度登録してください。	既に利用している証券番号で申請した為のエラー。新たな番号で再度申請してください。
＊	保険契約者シッパーコードは登録されていません。	特約コードとシッパーコードに誤りがあります。正しい内容で再度申請してください。
＊	通貨コードは必須項目です。	通貨コードが未入力です。通貨コード入力のうえ再度申請してください。
＊	削除処理は最新でない変更番号データに対して実行できません。	取消の際には必ず最新の履歴番号を入力して頂く必要があります。再度申請してください。
＊	取消対象のデータがシステムに存在しません。	正しい証券番号・枝番・履歴番号で再度申請をしてください。
＊	修正対象のデータがシステムに存在しません。	正しい証券番号・枝番で再度申請をしてください。
＊	登録・変更・修正処理は審査済以降のデータに対して実行できません。	NEXIにお問い合わせください。
＊	案件は未確定です。	訂正内変は確定以後のお手続きとなります。処理種別「変更」にて再度申請をしてください。
＊	同一受理日では同じ枝番の変更内変・訂正はできません。	内変と訂正は同日に申請できません。 翌営業日以降に再度申請してください。
＃	変更事由は不正な値です。入力しなおしてください。	変更事由に誤りがあります。照合台帳をご確認のうえ修正をしてください。
＃	輸出入契約締結日≦LS日になるように入力してください。	輸出入契約締結日がLS日以降の日付となっています。照合台帳をご確認のうえ修正をしてください。

（2）照合台帳の見方

毎週水曜日に発送する照合台帳には「基準内」と「基準内以外」の２種類があります。
お手元に届きましたら下記ご参照のうえご確認をお願い致します。

①基準内の場合

申込み内容に誤り等がない場合は「基準内」と記載された台帳が届きます。申込み内容に誤りがないかご確認下さい。

※基準内台帳は一度しか出力されません。

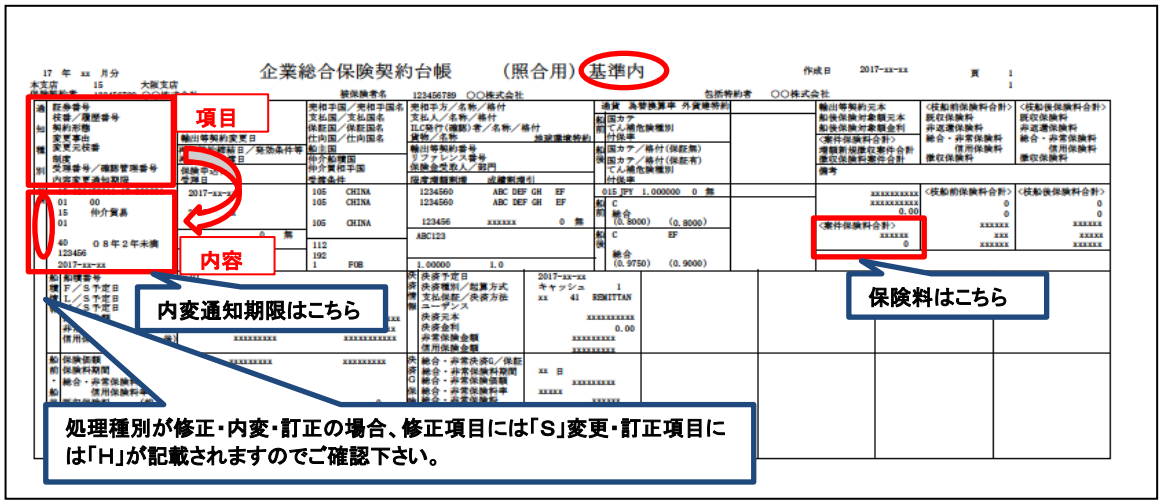

②基準内以外の場合

申込み内容に誤り等がある場合には、「基準内以外」と記載された台帳が届きます。下記ご参照のうえ内容をご確認頂き、修正が必要な場合にはお手続きをお願い致します。

※基準内以外台帳は、基準内になるまで毎週出力されます。

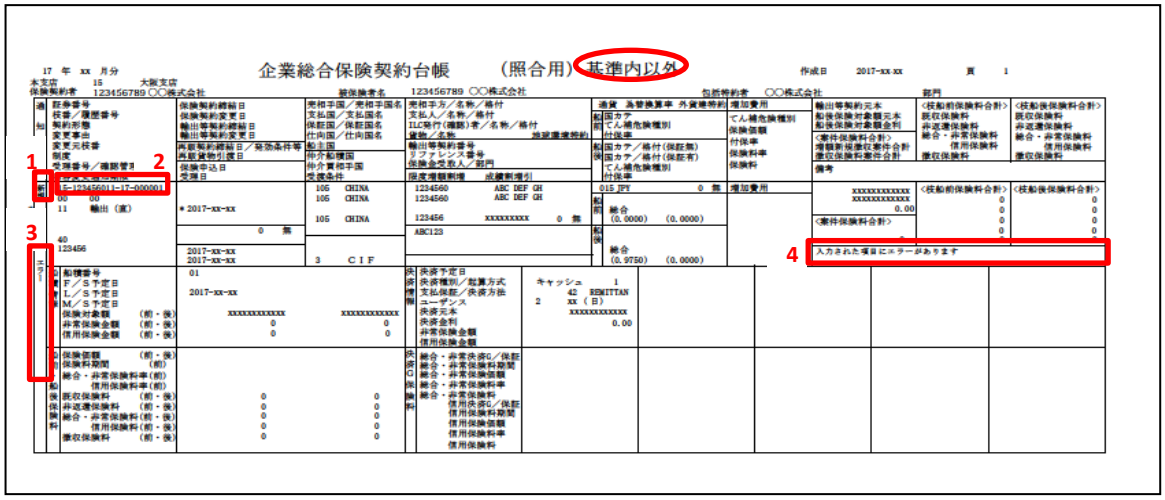

必ずご確認頂きたい点

1：処理種別	処理種別が修正・内変の場合、修正項目には「S」変更・訂正項目には「H」が記載されますのでご確認下さい。
2：証券番号	修正の際には証券番号が必要です。
3：案件自動審査結果	この欄に以下のいずれかの項目が表示されます。 エラー・自動再・基準外・担当者
4：メッセージ	メッセージが最大2種類まで表示されます。主なメッセージと対処法は次のページをご参照下さい。

（3）主なエラーメッセージと対処法

NO	エラー種別	エラーメッセージ （エラー種別毎に50音順）	状　態	対処・修正方法
1	エラー	（空欄）	同じ証券番号の別枝番で、エラー等があります。	エラーメッセージが表示されている枝番に生じているエラー等を【修正】してください。
2	エラー	3ヶ月以内の船積み短縮です	証券記載の最終船積期日について、3ヶ月以内の短縮が行われました。	貿易一般保険運用規程第7条第2項に基づき承認できませんので、申請の【取消】を行ってください。
3	エラー	エラー履歴が存在するため審査ができません	エラーが解消されないまま、更なる変更申請が行われました。	エラーが解消されないまま更なる変更申請を行っても、その変更は台帳に出力されません。従い、まずは最初の未解消のエラーを解消して下さい。解消されると、既に申請済みで台帳に反映されていなかった変更申請も自動的に反映されます。
4	エラー	決済（船積）元本合計が保険対象額と一致していません	同じ枝の中で、船積後の決済元本欄の合計額と船積後の保険対象額欄の金額が一致しておりません。	船積み後の決済元本欄の合計額と船積後の保険対象額欄の金額を【修正】にて金額を合致させてください。
5	エラー	決済方法と支払い保証の組み合わせに誤りがあります	決済方法がL／C決済でないにも係わらず支払保証欄に「90」の記載があります。	決済コード：20～60、88、89、98、99の場合は、支払保証を「90」にできませんので、【修正】にて決済方法又は支払保証の修正を行ってください。
6	エラー	主枝の輸出契約番号と一致していません	追加した枝の輸出等契約番号が「枝00」の輸出等契約番号と違っています。	輸出等契約番号は一つの証券番号のなかでは同じでなければなりません。【修正】にて一致させてください。
7	エラー	訂正内変が行われていない枝が存在します	訂正内変を行った証券には複数の枝番が存在し、一部の枝にのみ訂正内変手続きが行われ、全枝に対して行われていません。	枝が複数ある場合の訂正内変を行う際は、修正不要の枝も同時に訂正内変処理する必要があります。一旦訂正内変を取消し、修正不要の枝についても処理種別「3」として証券番号、枝番、申込者コード、申込日のみ入力して、再度訂正内変を行ってください。
8	エラー	当該申請は訂正内変では処理できません	確定後に、変更申請がされ、その変更申請が未確定の状態で、確定済み内容に訂正内変の申請がされております。	変更申請を一端取消し訂正内変を先にその後【変更申請】を行ってください。 訂正内変で訂正処理可能は内容は、直前の履歴で確定済みのもの。従い、訂正したい確定済み内容と訂正内変申請の間に内容変更申請が行われていると訂正内変処理できません。
9	エラー	入力された項目にエラーがあります	申込内容に入力漏れ等のエラーがあります。エラー箇所には「＊」マークが付されています。	エラーを修正するため、「＊マーク」の箇所に正しいデータを【修正】処理にて入力してください。
10	エラー	元枝の変更事由と一致していません	新規に枝たてした変更事由と、同時に変更している枝の変更事由が相違しています。	元枝の変更事由は新規で枝立てした変更事由と同じでなければいけませんので【修正】にて元枝の変更事由を新規枝立てした変更事由と合致させてください。
11	自動再	直前申込の自動審査結果が自動再審査	前履歴のメッセージが自動再審査の状態のまま変更申請が行われました。	前履歴の自動再審査メッセージを確認してください。
12	自動再	特約与信が更新されていません	バイヤーの企総登録又は更新がされていない状態で申込みがありました。	企総登録又は更新をしていない場合は、一旦申込み案件の【取消】申請を行い、当該バイヤーを手続細則第１条第１項（別紙様式第２－１）に基づき企総登録を行った後に再申込みしてください。
13	自動再	特約与信の更新作業中です	特約与信更新作業中に申込みがありました。	NEXIでの更新作業が終了した時点で自動再審査処理を行いますのでそれまでお待ちください。
14	基準外	子会社除外オプション付き	特約書で「子会社除外オプション」を選択しているなかで、子会社を相手方等とする申込みがありました。	特約書で「子会社除外オプション」を希望している場合には引受けできませんので申込案件の【取消】を行ってください。
15	基準外	国引受方針は条件付引受停止	条件付引受停止国です。	引受基準を確認してください。 引受条件に合わない場合は引受けできません。【取消】を行ってください。
16	基準外	特約与信が解除されました	バイヤーの企総登録解除以降に申込みがありました。	引き受けできませんので申込案件の【取消】申請を行ってください。 引き受けを希望される場合はNEXIへ相談ください。

NO	エラー種別	エラーメッセージ （エラー種別毎に50音順）	状　態	対処・修正方法
17	基準外	引受できないバイヤー格付です	保険申込日時点で、バイヤーが削除されているか、若しくは、バイヤーの格付が保険対象外となっています。	まず、申込案件の【取消】を行ってください。 バイヤーが削除されていた場合には、海外商社登録の手続きを行ってから申込み下さい。 一方、保険対象外の場合は、本バイヤーとの契約は引受けできません。
18	担当者	FMバイヤーでユーザンス等が内変された	格付がEF格、EM格のバイヤーに対して内容変更が行われました。	処理についてはNEXIで行います。
19	担当者	FMバイヤーでユーザンスが設定値を超えた	EM、EF格バイヤーに対するユーザンスが一年を超えて申込みがありました。	処理についてはNEXIで行います。
20	担当者	L／C条件付でL／Cなし	L／C決済が条件となっている国向けでL／C以外の決済方法での申込みがありました。	支払国（又は保証国）が条件付引受国（引受基準別表1に揚げる国）のILC条件に該当する場合、ILC又は前受金以外の決済によるものは、引受できませんので取消してください。しかしながら支払国（又は保証国）が、引受条件に沿っている国である場合とか、政府開発援助等であり支払保証となる場合は引受けますのでそのままにしておいてください。NEXIで処理します。（引受基準に従ってください。）
21	担当者	決済予定日がL／S日以前	決済予定日がL／S日より前となる申込みがありました。	決済予定日を確認して【修正】してください。
22	担当者	少額申込	輸出契約金額が企業総合保険のすそ切り金額未満での申込がありました。	新規申込みにおいては、すそ切り金額未満の引受けはできませんので【取消】を行ってください。 一方、内容変更（減額）に伴いこのメッセージが出る場合には引き続きお受けします。処理はNEXIで行います。
23	担当者	脱漏候補	輸出契約締結日から3ヶ月後、且つ予定決済日を過ぎているもの、又は決済日を過ぎてから申込みがありました。	NEXIで処理しますが、脱漏理由書が必要となります。今後保険申込期限を遵守してください。
24	担当者	遅滞候補	輸出契約締結後3ヶ月を経過して申込みがありました。	NEXIで処理しますが、新規申込の場合は遅滞理由書が必要となります。今後、保険の申込期限を遵守してください。
25	担当者	船積後保険価格は国案件枠を超えた	保険価格が国別引受基準の契約等の金額の上限（億円）を越えた金額で申請がありました。	この場合原則として保険契約を締結いたしませんので【取消】を行ってください。
26	担当者	保険対象額の増額時は増額分を増額新規で枝立てしてください	枝を立てずに増額内容変更が申請されております。	エラーが出てしまった増額申請を一旦取り消して下さい。更に、増額があった場合の処理種別2変更事由01については、増額部分のみ新たに枝立てして申請してください。 【注】新たに枝立てする金額はあくまでも増額した金額だけです。増額後の契約金額を入れてしまってもエラーにはならず基準内となってしまいますのでご注意願います。
27	担当者	申込期限が過ぎている	内容変更の申込み期限を過ぎて申請を行っております。	NEXIにて処理します。
28	担当者	ユーザンスが国の基準値を超えた	引受基準のユーザンス上限を超えた決済条件で申込みがありました。	申込み内容が間違っている場合は【修正】にて正しい数値に直してください。申込み内容が間違っていない場合には引受けられません。【取消】を行って下さい。
29	担当者	ユーザンスは2年以上である	船後保険期間（L／S日から決済予定日まで）が2年以上として申込みされております。	ユーザンスが2年以上となる決済条件のものは引受けできませんので申込案件の【取消】申請を行ってください。但し、ユーザンスが720日の場合でもこのメッセージが表示されてしまいますが、この場合は引き受けますので取消さないでください。NEXIで処理致します。 一方、リテンション決済等L／S日から2年を超えても起算点から2年未満に決済されるものは、手続細則第6条第1項ただし書きの規定に基づき申込みをしてください。 なお、2年未満の解釈は、引受基準：別表1「2年未満案件の解釈等」を参照してください。

4. 内容変更通知の手順

（1）必ず通知が必要な輸出契約の内容変更

保険契約締結後、お客様が輸出契約等を変更した場合、その変更内容が下記の重大な変更に該当する場合には、**変更の生じた日から1月以内、かつ内容変更等通知期限**（最終決済予定日。NEXIが定める猶予期間がある決済条件の場合は、最終決済予定日にその期間を加えた日）までにwebより必ず変更手続きをお願い致します。
下記重大な内容変更に該当しない変更の場合、変更手続きは任意となります。契約変更後の内容でのカバーをご希望の場合には手続きをお願い致します。

＜重大な内容変更＞

① 証券記載の船積期日の3月を超える延期又は最終対価の確認日の6月を超える延期
② 代金、対価又は賃貸料（以下「代金等」という。）の決済条件の変更
（最長ユーザンスの変更、船積期日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証若しくは表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）
③ リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期
（証券記載の決済予定日から6月を超える場合に限る。）
④ マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期
（証券記載の決済予定日から3月を超える場合に限る。）
⑤ 相手方、支払人又は日本貿易保険がILC発行（確認）者を特定している場合の当該ILC発行（確認）者の変更
⑥ 仕向国、支払国又はILC発行（確認）国の変更
⑦ 輸出貨物又は仲介貿易貨物の変更
⑧ 当初又は内容変更承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金等の額の10%以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額
⑨ 海外支店等の再販売契約の締結（船積後3月以内に締結したものに限る。）

（2）内容変更についての注意点

①内容変更に伴う保険料返還について
内容変更に伴い返還保険料が発生した場合、請求時に同封する計算書に返還対象金額がマイナス計上されます。
但し、返還対象額が10万円以上にならないと保険料をお返しできませんので予めご了承下さい。

②内容変更通知期限について
内容変更通知期限は照合台帳・確定台帳に記載されておりますのでご確認下さい。

（3）変更事由の選択方法について

内容変更通知時には輸出契約の変更内容に合わせて、変更事由のうちいずれか一つを選択、入力して頂きます。
以下の表をご参照頂き正しい変更事由を選択して下さい。変更箇所が複数ある場合の変更事由については次のページをご確認ください。
入力方法の詳細につきましては事例集をご参照下さい。

コード	変更事由	変更内容
01	増額新規	追加契約または仕様変国により輸出など契約金額やFOB価額が増額した場合。
02	減額変更	（1）輸出等契約金額が減額になった場合。 （2）輸出契約がキャンセルになった場合（金額を0に減額）
03	通貨の変更	契約上の建値通貨が変わった場合。
04	貨物の変更	輸出貨物に変更があり、貨物コードが変わった場合。
05	契約形態の変更	本邦貨物代金、仲介貨物代金の割合が変わり、本邦貨物代金が一番大きくなった（輸出契約）場合や仲介貨物代金が一番大きくなった（仲介貿易契約）場合。
06	船積時期の変更（延長）	最終船積予定日を3ヶ月以上超えて船積時期が延長になった場合。 ※3ヶ月未満の延長であれば手続き不要。 ※一部船積延長の手続きについては事例集参照。
07	船積時期の変更（短縮）	輸出契約等の変更によって、船積時期が短縮された場合。 ※3ヶ月以内の短縮は不可。
10	支払国（保証国）の変更	（1）支払い人が変更し、変更後の支払い人が当初の支払い人と異なる国に所在する場合。 （2）ILC発行又は確認国が変更した場合。
11	売相手国の変更	相手方の変更であって、変更後の相手方が異なる国に所在する場合。
12	仕向国の変更（船積国の変更）	貨物の最終仕向国または船積国が変更した場合。
13	同一国支払人（保証人）の変更	（1）支払い人が変更し、変更後の支払い人が当初の支払い人と同一国に所在する場合。 （2）ILC発行銀行又は確認銀行が当初と同一国内で変更した場合。
14	同一国相手方の変更	契約の相手方が同一国内で変更した場合。
15	決済条件の変更（延長）	決済条件が変更されユーザンス期間が長くなった場合。
16	決済条件の変更（短縮）	決済条件が変更されユーザンスが短くなった場合。
17	決済条件の変更（その他）	保険期間の変更を伴わない決済条件変更の場合。

-1つの枝に同一受理で複数変更のある場合の内変処理について-

○ :経過を考慮しない変更事由
● :経過を考慮する変更事由

	変更事由コード及び変更内容		○	●	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
			01 増額新規	02 減額変更	03 通貨の変更	04 貨物の変更	05 契約形態の変更	06 船積時期の変更（延長）	07 船積時期の変更（短縮）	10 支払国（保証国）の変更	11 売・買相手国の変更（船主国の変更）	12 仕向国の変更（船積国の変更）	13 同一国支払人（保証人）の変更	14 同一国相手方の変更	15 決済条件の変更（延長）	16 決済条件の変更（短縮）	17 決済条件の変更（その他）	89 債権の譲渡による変更（全譲渡）	90 債権の譲渡による変更（一部譲渡）	99 その他の変更
○	01	増額新規	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
●	02	減額変更	―	―	02	02	02	02	02	10	11	12	13	14	02	02	02	―	―	02
○	03	通貨の変更	―	02	―					10	11	12	13	14				―	―	
○	04	貨物の変更	―	02		―				10	11	12	13	14				―	―	
○	05	契約形態の変更	―	02			―			10	11	12	13	14				―	―	
○	06	船積時期の変更(延長)	―	02				―	―	10	11	12	13	14				―	―	
○	07	船積時期の変更(短縮)	―	02				―	―	10	11	12	13	14				―	―	
●	10	支払国(保証国)の変更	―	10	10	10	10	10	10	―	☆	☆	☆	☆	10	10	10	―	―	10
●	11	売・買相手国の変更(船主国の変更)	―	11	11	11	11	11	11	☆	―	☆	☆	☆	11	11	11	―	―	11
●	12	仕向国の変更(船積国の変更)	―	12	12	12	12	12	12	☆	☆	―	☆	☆	12	12	12	―	―	12
●	13	同一国支払人(保証人)の変更	―	13	13	13	13	13	13	☆	☆	☆	―	☆	13	13	13	―	―	13
●	14	同一国相手方の変更	―	14	14	14	14	14	14	☆	☆	☆	☆	―	14	14	14	―	―	14
○	15	決済条件の変更(延長)	―	02						10	11	12	13	14	―	―	―	―	―	
○	16	決済条件の変更(短縮)	―	02						10	11	12	13	14	―	―	―	―	―	
○	17	決済条件の変更(その他)	―	02						10	11	12	13	14	―	―	―	―	―	
○	89	債権の譲渡による変更(全譲渡)	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
○	90	債権の譲渡による変更(一部譲渡)	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
○	99	その他の変更	―	02						10	11	12	13	14				―	―	―

（備考）1．表内の見方は次のとおり。
○『01、02等』:表内のコードにより同時処理可（1回の処理でOK）。
○空白はどちらのコードでも同時処理可（1回の処理でOK）経過分を考慮しない。
○『☆』はどちらのコードでも同時処理可（1回の処理でOK）経過分を考慮。
○『ー』は組合せが存在しない。

５．よくある質問

（１）　【新規保険申込みの期限】
輸出契約が締結できましたので、企業総合保険を申し込む必要があります。いつまでに申し込めばよいのですか。

【回答】輸出契約及び仲介貿易契約（以下「輸出契約等」とする）を締結した月の翌月末までに申し込んでいただく必要があります。例えば4月中に輸出契約等を締結された場合、5月末までの日本貿易保険営業日の午後5時30分までにWebでの手続きをお願いします。
午後8時まで申込みができますが、午後5時30分から午後8時までのお申し込みは翌営業日の受付となります。

なお、契約発効条件がある輸出契約等の場合は、契約発効を契約締結と見なしますので、その翌月末までの申込みとなります。

申込期日は、船積ではなく輸出契約等の締結日が基準となりますので、ご注意ください。
Webでの手続きをされますと確認用の照合台帳と保険契約の確定台帳を送付します。

・照合用台帳：前週水曜日から当該週火曜日までに新規・内容変更問わず申込み完了したものを出力した台帳。入力内容に誤りがないか確認するためのもの。エラーが解消されない場合は、毎週出力されます。

・確定用台帳：照合用台帳で内容にエラーがないものを保険申込み翌月末に出力した台帳。保険証券に相当するものです。この台帳をベースに保険料を請求させて頂きます。保険料の請求書は確定台帳に同封致します。

なお、支払人が二以上の対象契約など以下の内容に該当する場合は、Webではなく紙の貿易保険申込書での手続となります。詳しくは、日本貿易保険までご相談ください。

１　日本貿易保険が保険契約締結を内諾した対象契約
２　フルターンキー特約（フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成29年４月１日　17 - 制度 - 00055）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結する対象契約
３　共同保険（共同保険の取扱について（平成29年４月１日　17 - 制度 - 00073）に定めるものをいう。）に係る保険契約を締結する対象契約
４　フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結する対象契約（完成納期案件）
５　エスカレーションクローズ付の対象契約
６　契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上の対象契約
７　表示通貨と異なる通貨による決済条件付対象契約

８　代金等の決済が各船積時から２年以上となるものを含む対象契約
９　起算点から最終の決済等の期限までの期間が１年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われる対象契約
10　前各号に該当しない対象契約であって、船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの。ただし、被保険者が第６条第１項ただし書以外の部分による保険契約の申込を希望する場合は、この限りではない。
11　日本貿易保険が内容変更等を承認した対象契約
12　日本貿易保険が必要と認める対象契約

（２）　【本邦貨物と仲介貨物が混在する輸出契約等】
一輸出契約等の中に、日本から出荷する貨物「本邦貨物」と第三国から調達する「仲介貨物」とが混在します。保険申込で何か留意することありますか。

【回答】　申込みの際に「契約形態」の「輸出契約」か「仲介貿易契約」を区別頂く必要があります。そして、仲介貿易契約となった場合は、船積国、買契約相手国の入力が必要になります。

「輸出契約」と「仲介貿易契約」の選択基準は下記の通りです。

１１（輸出契約）　　：本邦貨物の金額 ≧ 仲介貨物の金額
１５（仲介貿易契約）　：本邦貨物の金額 ＜ 仲介貨物の金額

（３）　【変更・修正・訂正内変・取消の違い】
申込時の処理種別に「新規」以外に「変更」・「訂正内変」・「修正」・「取消」があります。違いは何ですか？

【回答】
（１）「変更」について
保険契約締結後、輸出契約等の内容を変更され、その変更内容が以下の「重大な内容変更」に該当する場合であって、日本貿易保険の定める引受基準に合致する場合には、変更の生じた日から1カ月以内かつ内容変更等通知期限まで日本貿易保険に通知していただく必要があります。内容変更等通知期限到来後は、原則保険契約の変更はできません。なお、通知がない場合には、当初の保険契約が継続することになりますが、事故の内容によっては保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

一方、内容変更後の輸出契約等が日本貿易保険の定める引受基準に合致しない場合には、（一部の例外を除き）通知は任意ですが、もし通知する場合には通知前に予め日本貿易保険の承認を得る必要があります。承認後、有効期限内（承認日から６ヶ月以内（ただし、内容変更等通知期限が先に到来する場合は、内容変更等通知期限まで））に通知することとなります。

「変更」されれば、次の水曜日に変更された内容の照合用台帳を郵送致します。変更申

込みをされた翌月末に変更後の保険契約の確定台帳及び追加保険料があれば保険料請求書を郵送致します。

重大な内容変更等

１　証券記載の船積期日の３月を超える延期又は最終対価の確認日の６月を超える延期

２　代金等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）

３　リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から６月を超える場合に限る。）

４　マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期（輸出貨物、仲介貿易貨物の代金又は賃貸料の証券記載の決済予定日から３月を超える場合に限る。）

５　相手方、支払人又は日本貿易保険がＩＬＣ発行（確認）者を特定している場合の当該ＩＬＣ発行（確認）者の変更

６　仕向国、支払国又はＩＬＣ発行（確認）国の変更

７　輸出貨物又は仲介貿易貨物の変更

８　当初又は内容変更承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金等の額の10%以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額

９　海外支店等の再販売契約の締結（船積後３月以内に締結したものに限る。）

（２）「修正」と「訂正内変」について

保険申込時に入力された内容に誤りがあった場合の手続きが「修正」と「訂正内変」です。確定台帳作成前は「修正」、確定台帳作成２日以降は「訂正内変」となります。
確定台帳は月の下旬に作成するため、毎月 20 日以降の手続きはご相談下さい。

毎週水曜日に申込みをされた 1 週間分の内容を確認していただくため照合用台帳を郵送しています。照合用台帳で輸出契約等と違った内容（通貨の違い、金額の桁間違いなど）を申込んでいたことがわかった場合は照合台帳を受理した日から起算して 10 日内に、処理種別を「修正」とし、正しい内容を Web で入力をしていただくこととなります。「修正」されれば、次の水曜日に修正された内容の照合用台帳を郵送致します。

確定台帳後に入力内容の誤りに気づかれた場合、処理種別を「訂正内変」とし、正しい内容を Web で入力をしていただくこととなります。「訂正内変」されれば、次の水曜日に訂正内変された内容の照合用台帳を郵送致します。

（３）「取消」について

特約対象外の申込みや同じ内容を二重に申込まれた場合その申込を取り消す必要があります。処理種別を「取消」として「保存」、「一括申請」をします。

なお、輸出契約のキャンセルの場合は「取消」ではなく「変更」です。輸出金額を０とする変更手続きとなります。

（４）　【変更手続きの期限】

「変更」の手続きをする期限はいつまでですか？

【回答】確定台帳に内容変更通知期限が記載されています。内容変更通知期限までに手続きが必要となります。ただし、決済期限を過ぎてからユーザンス延長等の支払条件変更は内容変更ではなく保険事故となり、損失発生通知書の提出が必要となります。

（５）　【輸出金額増額の変更手続】

輸出契約金額が増額となった場合は、手続きが必要ですか？

【回答】10%以上且つ裾切金額以上の増額、もしくは金額変更の累計で 10%以上且つ裾切金額以上であれば、内容変更の手続きが必要となります。

この一方、10%未満の変更の場合、手続きは任意です。ただし、変更申請をされなかった増額分は不てん補となります。ご注意ください。

（６）　【L/C 決済で保険申込時に L/C 発行銀行が不明の場合】

輸出契約等を締結し L/C 発行国は確定していたので保証国を入力し、保証人を空欄で保険申込みを行った。その後 L/C が SA 格の銀行から発行された。この場合、変更の手続きは必要か。

【回答】　L/C が SA もしくは GE 格の銀行から発行されたのであれば変更手続きは不要です。SA もしくは GE 格以外の銀行から発行された場合は日本貿易保険にご相談ください。

（７）　【内容変更後の保険料返還】

内容変更後の保険料が当初より低い金額となった場合、保険料は返還されますか？

【回答】払い戻しとなる対象額が１０万円以上であれば、その全額が払い戻されます。一方、１０万円未満だと払い戻しされません。

誤記を訂正した場合、つまりは訂正内変の訂正前と後での保険料の差額が 1,000 円以上となった場合には、保険料を払い戻します。尚、「修正」は、保険料請求前の申請手続きなので、払い戻しとはなりません。

（８）【減額変更後の裾切金額未満の扱い】

契約時、契約金額が裾切金額以上で付保済み案件が、減額になり、裾切金額未満になった場合はどのようにしたら良いのか。

【回答】保険は引き続き有効です。通知は義務ではありませんが、「変更」手続きで減額の申請をすることにより、保険料が払い戻されます。ただし、保険料が払い戻されるのは変更後の保険料に１０万円以上の差が生じた場合のみです。

（９）【企業総合保険特約書対象外の保険申込】

企業総合保険の保険申込内容は特約書に記載されていますが、特約書対象外の保険についてどのようにしたら良いのか。

【回答】企業総合保険特約書で裾切金額を0円から1000万円までで定めることができます。裾切金額を700万円と定めた場合、１契約500万円の輸出契約等を企業総合保険でお申し込されても有効な保険契約とはなりません。貿易保険をご利用いただく場合は貿易一般保険個別保険のお申し込みとなります。

特約書で企業総合保険の対象を貨物で限定されている場合、対象貨物でない輸出契約のお申込をされても有効な保険契約とはなりません。

（１０）【技術の提供又は労務の提供】

企業総合保険で機器の輸出に伴い技術の提供又は労務の提供が含まれている場合の申込方法はどのように申し込むのか。

【回答】本邦貨物の金額≧技術提供の金額であれば特約の対象契約となりますので全体金額での申込が必要となります。

輸出契約金額1億円（内訳：機器代金　8,000万円(L/C at sight)、機器据付確認後の検収払い(T/T 30 days) 1,000万、機器使用訓練の派遣技術者費用1,000万円(T/T 30 days)）の場合の申込方法は本邦貨物の金額分と技術提供の金額分は別枝で（枝分けして）申し込む必要があります。

６．用語解説

仲介貿易契約
一般には三国間取引。日本企業から海外に貨物を販売する取引のうち貨物を日本以外の海外A国からB国に出荷する取引。

エビデンス
貿易保険の申込に際し提出して頂く輸出契約等の内容を証する書類のことで、輸出契約書を指す。
▼輸出契約書の主要要件
http://nexi.go.jp/procedure/apply/individual/pdf/contract.pdf

特約書
包括保険契約の条件について被保険者とNEXIの間で確認のために交わす書類。

モニタリスト
モニタリストとは、申込データの受付可否を確認するためのリストです。
詳細についてはp12（1）モニタリストによる申請内容エラーチェック をご参照ください。

台帳
お申込頂いた内容を記載した書類。企業総合保険においてNEXIがお客様にお送りする台帳には以下２つの種類があります。
（1）照合台帳：毎週水曜日に発送する内容確認用の書類。
　　詳細についてはp14（2）照合台帳の見方 をご参照ください。
（2）確定台帳：保険証券に代わる書類。毎月月末に発送します。

ユーザンス
決済の猶予期間。例えば、T/T 60days after B/Ldateの場合"60days"を指す。

F/S　L/S
F/S：First Shipment の略
L/S：Last Shipment の略